

別表1（第2関係）

| 区分 | 事業内容（工種または設備） | 補助対象経費 | | 補助金額 |
|-----------------|---|--------|--|---|
| ICT/素材生産 コース | <ul style="list-style-type: none"> ・林業用機械等の整備 ・集材用ウインチ取付など既存の機械および運搬車等の改良 ・アタッチメントや多機能バケット等の導入 ・デジタル測量器具や林業用ソフトウェア、無線機等の導入 ・繊維ロープやロープウインチ等の購入 ・その他事業の目的を達成するために県が必要と認めるもの | 備品購入費 | <ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費 ・機械器具費 | 補助対象経費の1/3以内とし、補助上限は1事業主体当たり200万円とする。なお、補助金額1,000円未満は切り捨てとする。 |
| | | 工事請負費 | ・構築物整備費 | |
| | | 委託料 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 ・機械加工費 ・運搬費 | |
| | | 消耗品費 | ・消耗品費 | |
| 再造林コース | <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ苗の植え付け作業の効率化、省力化につながる植栽器具（ディブル、アシストドリル等）の購入 | 備品購入費 | <ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費 ・機械器具費 | 補助対象経費の1/3以内とし、補助上限は1事業主体当たり30万円とする。なお、補助金額1,000円未満は切り捨てとする。 |
| | | 消耗品費 | ・消耗品費 | |
| 就業環境改善 コース | <ul style="list-style-type: none"> ・林業従事者の身体的負担軽減、就業環境改善につながる備品（空調服、簡易トイレ、休憩用テント、安全装備品等）の購入 | 備品購入費 | <ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費 ・機械器具費 | 補助対象経費の1/3以内とし、補助上限は1事業主体当たり15万円とする。なお、補助金額1,000円未満は切り捨てとする |
| | | 消耗品費 | ・消耗品費 | |

〈共通事項〉

- ・対象となる事業は、事業内容および目的を達成するために必要となる経費であり、それ以外の目的で使用する経費は補助対象外とする。
- ・新品と同程度の耐用を有し、かつ購入価格が同等品の新品の価格を下回ることが見積書等で確認できる中古品については、補助対象とする。
- ・その他下記の経費は補助対象外とする。
 - ① パソコン、デジカメ等の汎用性の高い物品。ただし、林業用のソフトウェア等を導入する場合で一体的に整備する必要がある場合はこの限りでない。
 - ② 国および県が実施している事業の対象となる経費。ただし、国事業については当年度事業での予算措置がされていないものは補助対象とする。（補助残については対象外）
 - ③ 機械および施設の維持管理に要する経費。
 - ④ 林業用種苗や特用林産物の生産に係る経費。

別表2（第4関係）

① ICT/素材生産コース

下記の2つの指標について、事業による効果および3年後の目標値を事業計画書に記載するものとする。

| 指標 | 指標の定義 |
|-------|---|
| 素材生産量 | 事業主体における素材生産量の目標値(m ³) 【目標値については下限 600m ³ 以上かつ現状値より1割以上増加した値とする】 |
| 素材生産性 | 事業主体における素材生産性の目標値(m ³ /人日) 【目標値については現状値以上とする。】 |

※素材生産量については、他者への請負による素材生産量も含む。

※素材生産性については、直営による素材生産がある場合のみ記載する。

② 再造林コース

下記の1つの指標について、事業による効果および3年後の目標値を事業計画書に記載するものとする。

| 指標 | 指標の定義 |
|-------|---|
| 再造林面積 | 事業主体における植栽の面積の目標値(ha) 【目標値については現状値より2.5倍以上とする。】 |

※再造林面積については、他者への請負によるものも含む。